

国民健康保険に加入している皆さまへ

入院する場合には限度額適用認定証の手続きを

国民健康保険加入者で入院時の医療費が高額になる場合、事前の申請により限度額認定証を交付します。限度額認定証を医療機関に提示すると窓口での負担を1カ月の自己負担限度額まで抑えることができます（食事代や保険外の治療、差額ベット代などは除きます）。

なお、70歳以上で住民税課税世帯の方については保険証と高齢受給者証（白のはがきサイズ）の提示で限度額までの負担で済みますので、この申請は不要です。

また、認定証は申請した月の1日から適用になりますのでご注意ください。

◎ 1カ月ごとの自己負担限度額（網掛け部分が限度額認定証の適用になります）

	70歳未満		70歳以上（入院）
	1～3回目	4回目以降	
上位所得者 （現役並み所得者）	150,000円※	83,400円	80,100円※ （4回目以降は44,400円）
住民税課税世帯	80,100円※	44,400円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	24,600円（低所得Ⅱ） 15,000円（低所得Ⅰ）

※医療費が高額になった場合は、総医療費から定額を控除した額の1%が加算されます。

- 同じ月に転院などによりほかの医療機関で支払った場合や外来で受診した場合、1年以内に4回以上高額療養費の支給を受けている場合、同一世帯の方（国保加入者）の医療費が高額になった場合などは払い戻しが発生することがあります。その際は診療月の2・3カ月後に高額療養費支給手続きのお知らせを送付します。
- 住民税非課税世帯の方は食事代なども減額されます。
- 有効期限は毎年7月31日（年齢などによっては違う場合があります）までとなっていますので、有効期限後に入院される場合は再度申請が必要です。
- 保険税の納付状況などによっては交付できない場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 国保・年金グループ（☎851771）

上田商事株式会社 豊かな暮らしを応援する

ユアーズうえだ

登別市新川町2丁目5番地1 TEL(0143)85-7711

ご法要、ご慶事、ご家族の会合にご利用ください

Horobetsu
Hotel 平 安
登別市中央町5丁目1-1
TEL(0143)代88-0331・FAX(0143)88-0336

しあわせな明日を築くために
年に一度の定期健診を！

人間ドック・がん検診等
各種健康診断をご利用下さい。

(財)室蘭・登別総合健診センター

室蘭市東町4丁目20番6号 TEL(0143)45-5759